

愛媛県立図書館広告実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、愛媛県立図書館（以下「図書館」という。）が館内等に広告を掲載する際に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領でいう広告とは、別表に掲げる掲示場所の掲示スペースに掲示できるポスターとする。

(広告の範囲等)

第3条 広告を実施できる者（以下「広告主」という。）及び実施できる広告の内容等については、要綱第4条の規定による。

(広告の実施方法等)

第4条 広告の実施方法及び実施箇所等に関する仕様は、別に定める。

(広告取扱業者の選定)

第5条 広告を取り扱う者（以下「広告取扱業者」という。）の選定に関し必要となる事項は、別に定める。

(広告掲載の申込み等)

第6条 広告主は、広告取扱業者に対し広告実施の申込み等を行うものとする。

(広告主の募集)

第7条 広告取扱業者は、企業等の応募機会を確保するとともに、特定の企業等に偏らないようにするため、広告主を公募するものとする。

2 前項の公募に当たり、広告取扱業者と図書館長（以下「館長」という。）が協議のうえ、県ホームページ等を通じて告知するものとする。

3 前2項の規定は、広告取扱業者の営業活動を妨げるものではない。

(広告主の選定)

第8条 広告取扱業者は、広告主を選定するとともに、広告実施の可否について、館長と協議しなければならない。

2 広告取扱業者は、前項の協議において、愛媛県立図書館広告事業事務取扱要領で定める書類を提出しなければならない。

(物品及び人員の準備等)

第9条 広告に必要な物品及び人員等は、広告取扱業者の責任及び負担において、

準備するものとする。

- 2 広告を掲載した箇所は、広告取扱業者の責任及び負担において、現状に回復しなければならない。
- 3 前2項の規定に関する経費は、広告取扱業者の責任及び負担において処理するものとする。

(広告内容等の修正)

第10条 館長は、広告の内容等が各種法令若しくはこの要領等に違反しているか若しくはそのおそれがある、又は内容等に誤りがあると判断したときは、いつでも、広告取扱業者に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告実施許可の取消し)

第11条 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告実施の許可を取り消すことができる。

- (1) 広告の内容等が各種法令若しくはこの要領等に違反しているか、若しくはそのおそれがある、又は内容等に誤りがあると館長が判断したとき。
- (2) その他、広告を実施することが適切でないと館長が判断したとき。

(広告取扱業者の責務)

第12条 広告取扱業者は、広告主及び広告の内容その他の広告実施に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告取扱業者は、広告の実施により県及び第三者に損害を与えた場合は、広告取扱業者の責任及び負担において解決しなければならない。

(愛媛県庁舎管理規則の遵守)

第13条 広告取扱業者及び広告主は、広告の実施に当たって愛媛県庁舎管理規則(昭和34年愛媛県規則第36号)を遵守しなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、広告の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 愛媛県立図書館及び愛媛県美術館に係る広告掲示取扱要領(以下「旧要領」という。)は、廃止する。
- 3 この要領施行の際、旧要領の規定に基づき現に締結されている契約により広告取扱業者が掲示する広告の取扱いについては、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

掲 示 場 所	掲示スペース (縦) × (横) (cm)
図書館1階ロビー壁面	90×360
図書館エレベーター内壁面	100×100
図書館2階第1学習室壁面	100×250
図書館2階第2学習室壁面	100×250
図書館4階エレベーターホール壁面	100×260